## 販売対象米穀一覧表【上限数量調整後】

1. 販売対象米穀(玄米) (単位:トン)

整理 番号	種類	産年	等級	包装	引渡開始時期	引取期限	伊藤忠食糧 (株)	(株)神明	丸紅食料(株)
1	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	令和7年 8月21日以降	令和7年 9月30日	924		
2	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	8月21日以降	9月30日		2, 174	
3	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	8月21日以降	9月30日			1, 748
4	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	9月21日以降	10月31日	1, 700		
5	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	9月21日以降	10月31日		1, 506	
6	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	9月21日以降	10月31日			1, 640
7	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	10月21日以降	11月28日	1, 815		
8	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	10月21日以降	11月28日		1, 565	
9	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	10月21日以降	11月28日			1, 660
10	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	11月21日以降	12月26日	4, 830		
11	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	11月21日以降	12月26日		3, 065	
12	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	11月21日以降	12月26日			2, 150
13	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1 等~ 2 等	フレコン	12月21日以降	令和8年 1月30日	5, 315		
14	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1 等~ 2 等	フレコン	12月21日以降	1月30日		5, 224	
15	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	12月21日以降	1月30日			3, 651
16	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1 等~ 2 等	フレコン	令和8年 1月21日以降	2月27日	5, 316		
17	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1 等~ 2 等	フレコン	1月21日以降	2月27日		5, 566	
18	国内産水稲うるち玄米	2 年産	1等~2等	フレコン	1月21日以降	2月27日			3, 151

19,900 19,100 14,000

## 2. 販売対象米穀(精米)

2. 販売対象米穀(精米)									(単位:トン)
整理 番号	種類	産年	等級	包装	引渡開始時期	引取期限	伊藤忠食糧 (株)	(株)神明	丸紅食料(株)
19	国内産水稲うるち精米	2 年産	1	フレコン	令和7年 9月21日以降	令和7年 10月31日	50		
20	国内産水稲うるち精米	2 年産	_	フレコン	9月21日以降	10月31日		32	
21	国内産水稲うるち精米	2 年産	1	フレコン	9月21日以降	10月31日			152
22	国内産水稲うるち精米	2 年産	_	フレコン	10月21日以降	11月28日	1, 250		
23	国内産水稲うるち精米	2 年産	_	フレコン	10月21日以降	11月28日		1, 200	
24	国内産水稲うるち精米	2 年産	ı	フレコン	10月21日以降	11月28日			1, 200
25	国内産水稲うるち精米	2 年産	1	フレコン	11月21日以降	12月26日	1, 300		
26	国内産水稲うるち精米	2 年産		フレコン	11月21日以降	12月26日		1, 200	
27	国内産水稲うるち精米	2 年産	ı	フレコン	11月21日以降	12月26日			2, 200
28	国内産水稲うるち精米	2 年産	_	フレコン	12月21日以降	令和8年 1月30日	1, 250		
29	国内産水稲うるち精米	2 年産	_	フレコン	12月21日以降	1月30日		1, 768	<u> </u>
30	国内産水稲うるち精米	2 年産	ı	フレコン	12月21日以降	1月30日			3, 748
31	国内産水稲うるち精米	2 年産	_	フレコン	令和8年 1月21日以降	2月27日	1, 250		
32	国内産水稲うるち精米	2 年産		フレコン	1月21日以降	2月27日		1, 700	
33	国内産水稲うるち精米	2 年産	_	フレコン	1月21日以降	2月27日			3, 700

 5,100
 5,900
 11,000

 75,000
 25,000
 25,000
 25,000

注1 整理番号は、買受申込みを行う際に「政府備蓄米の加工原材料用販売入札書」の整理番号欄に記入する番号である。

注2 使用用途は、次のア~キに掲げるものとする。.

- ア 酒類用(焼酎用、泡盛用(沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。)、リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用)
- イ 調味料用(味噌用、食酢用、醤油用、こうじ(清酒用こうじを除く。)用、たれ調味料用、もろみ(清酒用もろみを除く。)用又は香辛料用)
- ウ 菓子用(米菓用又は和菓子用)
- エ 米穀粉用(上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用)
- オ 加工品用(甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用及び水産練製品用)
- カ 小麦粉混入製品用(米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用)
- キ 清酒用、加工米飯用(肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上(仕込時)である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの)、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

販売米穀の引渡後にカビが発生することのないよう、以下の点に留意すること。

- (1) 引渡後は、早期に使用すること。
- (2) 原料米穀の保管は、カビが発生しないよう温度及び湿度等適切な管理を行うこと。
- (3) 引渡後にカビ等の異物を発見した場合は、速やかに通報するとともに、当該米穀の使用を凍結すること。